第５節　消費税還付金請求権を目的とする集合債権譲渡担保権に係る更生担保権
（確定債権）
１件　915,049,830円
別表８－４整理番号２
（債権者数）　１名
【別表８－４更生担保権弁済計画表（集合債権譲渡担保）の整理番号２】記載の消費税還付金請求権を目的とする集合債権譲渡担保権に係る更生担保権は、確定更生担保権額のうち457,524,915円を更生計画認可決定確定日において免除し、免除後の金額を別表８－４の整理番号２の記載のとおり弁済する。

第６節　保証委託契約に基づく求償金請求権を被担保債権とする預金質権に係る更生担保権
（確定債権）
１件　159,000,000円
別表８－５
（債権者数）　１名
【別表８－５更生担保権弁済計画表（預金質権）】記載の保証委託契約に基づく求償金請求権を被担保債権とする預金質権に係る更生担保権は、その確定更生担保権額全額を更生計画認可決定の確定日から２か月を経過する日の属する月の末日までに一括して弁済する。

第７節　有価証券を目的とする質権に係る更生担保権
（確定債権）
１件　42,800,000円
別表８－６
（債権者数）　１名
【別表８－６更生担保権弁済計画表（有価証券質権）】記載の有価証券を目的とする質権に係る更生担保権は、各更生担保物件を時価で売却処分し、
①　当該担保物件の売買代金額から売却に要する費用を控除した残額（以下、本節において「売得金」という。）が、別表８－６の確定更生担保権額以上である場合には、当該処分代金全額の入金後２か月以内に確定更生担保権額全額を一括弁済し、
②　売得金が確定更生担保権額に満たない場合には、当該処分代金全額の入金後２か月以内に売得金を一括弁済し、確定更生担保権額から売得金額を控除した残額について上記売得金による一括弁済がなされたときに免除を受ける。

第８節　売掛金債権を被担保債権とする所有権留保、先取特権に係る更生担保権
（確定債権）
３件　111,613,145円
別表８－７
（債権者数）　３名
【別表８－７更生担保権弁済計画表（所有権留保・先取特権）】記載の売掛金債権を被担保債権とする所有権留保、先取特権に係る更生担保権は、その確定更生担保権額を同表記載のとおり分割弁済する。

第９節　リースに係る更生担保権
（確定債権）
１件　1,476,972円
別表８－８
（債権者数）　１名
【別表８－８更生担保権弁済計画表（リース債権）】記載のリースに係る更生担保権は、その確定更生担保権額を同表記載のとおり分割弁済する。

第10節　優先的更生債権の権利の変更と弁済方法
裁判所の許可により優先的更生債権（公租公課・労働債権）は弁済済みである。

第11節　一般更生債権の権利の変更と弁済方法
（確定債権）
一般更生債権　総件数　207件
4,636,297,851円
別表９－１及び別表９－２
（債権者数）　207名
１　一般更生債権は、確定更生債権額のうち【別表９－２一般更生債権（開始後利息・損害金）一覧表】記載の更生手続開始後の利息の請求権並びに更生手続開始後の損害金及び違約金の請求権については、全額につき更生計画認可決定の確定日において免除を受ける。
２　【別表９－１一般更生債権弁済計画表】記載の確定債権額が100万円以下の更生債権者に対しては、確定債権額の80％につき更生計画認可決定の確定日において免除を受け、免除後の金額を更生計画認可決定の確定日から２か月を経過する日の属する月の末日までに一括して弁済する。
３　別表９－１記載の確定債権額が100万円を超える更生債権者に対しては、確定債権額の80％につき更生計画認可決定の確定日において免除を受け、免除後の金額を別表９－１記載のとおり弁済する。
ただし、別表９－１記載の確定債権額が100万円を超える更生債権者であっても、管財人に対し、更生計画認可決定の確定の日から１か月以内に、20万円の弁済を受けることを条件として、その残額を全額放棄する旨書面で通知した場合は、20万円を更生計画認可決定の確定日から２か月を経過する日の属する月の末日までに一括して弁済する。

第12節　弁済・納付に関するその他の事項
１　弁済の場所等
更生計画による弁済は、更生会社の本店において行う。ただし、更生担保権者又は更生債権者が金融機関口座を指定しその口座への振込みを求めた場合は、更生会社の送金手数料負担において、更生担保権者又は更生債権者の指定する口座に振り込む方法で支払う。
弁済日が銀行等金融機関の非営業日である場合は、直前の営業日に弁済を行う。
２　放棄・取下げの取扱い
平成23年６月１日以降更生計画認可決定の日までに更生担保権又は更生債権の一部の放棄・取下げがあったときは、放棄・取下げ後の債権額に基づいて本章の基準を適用し、その結果算出した金額を弁済額とする。
３　譲受債権について
⑴　債権者からの届出債権について平成21年６月26日以後に、更生担保権又は更生債権の債権譲渡（相続その他の包括承継も含む。以下同様とする。）がなされた場合は、債権譲渡がなかったものとしてこれらの届出に係る確定更生担保権額又は確定更生債権額を合算したうえで本章に当てはめて弁済額を算出し、得られた弁済額を債権譲渡後の譲渡債権の割合で按分して弁済するものとする。
⑵　平成21年６月26日以後に、更生担保権又は更生債権の債権譲渡がなされた場合に、当該債権の譲受債権者が債権譲渡の前から有する債権については、譲受債権とは別に、本章により弁済額を算出する。
４　端数の処理
本章記載の更生担保権者及び更生債権者への弁済額の算出に当たっては、１円未満の端数は切り上げる。
５　弁済する更生担保権又は更生債権の中に、利息・損害金を含む場合の充当順序は、別に定めのない限り、損害金、利息、元本の順とし、また、別に定めのない限り、いずれの場合も、同じ性質の債権については発生の古いものから順次充当する。

第４章　未確定更生担保権等に関する措置
本件では、未確定の更生担保権及び一般更生債権は存在しない。

第５章　担保権等の措置
第１節　担保権等の処理
第１　存続する担保権
１　不動産担保権
①　【別表11－１存続する担保権一覧表】記載の担保権は、更生計画認可決定後も同表の「新しい債権額」記載の額の限度で従前の順位により存続し、同表の根抵当権の担保すべき元本は、更生計画認可決定によって同欄記載の額に確定する。
②　別表11－１の担保権のうち根抵当権の担保すべき元本は更生計画認可決定によって同表の「新しい債権額」欄記載の額に確定する。
③　別表11－１の担保権者は、管財人から要請があった後２週間以内に、債権額又は極度額を同表の「新しい債権額」欄記載の額に減額する変更登記手続に必要な一切の書類を管財人に対し交付する。